

九州大学大学院法務学府及び九州大学法学部の法曹養成連携協定

九州大学大学院法務学府（以下「甲」という。）と九州大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携し、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図ることを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 九州大学学則第6条に規定する大学院法務学府実務法学専攻
- 二 連携法曹基礎課程 九州大学法学部規則第4条の3に規定する法科大学院連携プログラム（以下、「本プログラム」という。）

（本プログラムの教育課程）

第3条 乙は、本プログラムの教育課程を別紙第1のとおり定める。

（本プログラムの成績評価）

第4条 乙は、本プログラムの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（本プログラムの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本プログラムに登録する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、本プログラムの登録学生が前項に定める卒業認定を受けることができるよう、学修指導教員を配置し、定期的に面談指導を行うこととする。面談指導の結果は、第6条第2項に規定する連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うものとする。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本プログラムにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本プログラムの登録学生に対し、甲の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

- 二 乙の求めに応じ、本プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当り、甲の教員を派遣すること
- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

- 第7条 甲は、本プログラムを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。
- 一 5年一貫型選抜 論文式試験を課さず、本プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本プログラムの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

- 第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本プログラムを履修し、又は履修する予定である学生が、本プログラムを修了するときに、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第11条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び

協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年12月18日

甲 九州大学大学院法務学府長（法科大学院長）

堀野出

乙 九州大学法学部長

村上裕章

＜別紙1（1枚目）＞

1. 本プログラムの教育課程編成の方針

乙は、本プログラムの修了に必要な科目として、甲における1年次の教育内容に対応する科目（元々体系的に構成されている）と、甲における教育との架橋を目的とする科目（乙の3年次のLS架橋演習）を設定し、本プログラムの登録者がそれらを順に全て履修することで、乙における教育と甲の2年次以降における教育とが円滑に接続するよう、本プログラムの教育課程を編成する。また、本プログラムの登録者が法学に関するより広い視野を持って甲の教育課程に入ることができるようにするために、本プログラムの登録者が、甲の基礎法学・隣接科目に対応する科目を履修できるようにする。

2. 本プログラムの教育課程（専攻教育）

| 学 年 | 学 期 | 乙の必修科目 | | 乙の選択必修科目 | | | | 本プログラム | | |
|--|------------------------|--------|----|----------|------|------|----|---------------|--------------|---|
| | | | | 基盤科目 | | 展開科目 | | 本プログラムの修了に必要な | 基礎法学・隣接科目に対応 | |
| | | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | | |
| 1年後期 ～ 2年前期 | | | | 憲法Ⅰ | 4 | | | ○ | | |
| | | | | 民法Ⅰ | 4 | | | ○ | | |
| | | | | 刑法Ⅰ | 4 | | | ○ | | |
| 2 年 | 前 期 | 法政基礎演習 | 2 | | | | | | | |
| | | | | 法文化学基礎 | 2 | | | | | |
| | | | | 法史学基礎 | 2 | | | | | |
| | | | | 国際公法 | 4 | | | | | |
| | | | | 政治学原論 | 2 | | | | ○ | |
| | | | | 政治学史基礎 | 2 | | | | | |
| | 後 期 | | | | 憲法Ⅱ | 4 | | | ○ | |
| | | | | | 民法Ⅱ | 4 | | | ○ | |
| | | | | | 刑法Ⅱ | 4 | | | ○ | |
| | | | | | 行政法Ⅰ | 4 | | | ○ | |
| | | | | | 政治学Ⅱ | 2 | | | | |
| | | | | | 政治史 | 4 | | | | ○ |
| | | | | | | 家族法 | 4 | | ○ | |
| 3 ・ 4 年 | 前 期 | | | 民法Ⅲ | 4 | | | ○ | | |
| | | | | 商法Ⅰ | 4 | | | ○ | | |
| | | | | 民事訴訟法Ⅰ | 4 | | | ○ | | |
| | | | | 刑事訴訟法 | 4 | | | ○ | | |
| | | | | 労働法 | 4 | | | | | |
| | | | | | | 行政法Ⅱ | 4 | | ○ | |

（2枚目に続く）

<別紙1 (3枚目)>

(2枚目から続く)

| 学 年 | 学 期 | 乙の必修科目 | | 乙の選択必修科目 | | | | 本プログラム | |
|-----------------------------|--------|--------------|-----------------------|---------------------------|-------|---------|----|------------------------------|--------------|
| | | | | 基盤科目 | | 展開科目 | | 本プログラムの修了に必要な | 基礎法学・隣接科目に対応 |
| | | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | | |
| 3 ・ 4 年 年 | 通 年 | | | | | 国際取引法 | 4 | | |
| | | | | | | 日本政治思想史 | 2 | | |
| | | | | | | 政治学史 | 4 | | ○ |
| | | | | | | 国際政治学Ⅱ | 2 | | ○ |
| | | 演習Ⅰ | 4 | | | | | | |
| | | 演習Ⅱ | 4 | | | | | | |
| | | | | | | 副演習Ⅰ | 4 | | |
| | | | | | | 副演習Ⅱ | 4 | | |
| | | | | | | | | LS 架橋演習 ※演習Ⅱに読替え (4単位) | |
| 随時開講 集中講義 その他 | | | | 外国法律書講 読または外国 政治書講読 | 2 | | | | |
| | | | | | 英米法 | 2 | | ○ | |
| | | | | | ドイツ法 | 2 | | ○ | |
| | | | | | フランス法 | 2 | | ○ | |
| | | | | | アジア法 | 2 | | ○ | |
| | | | | | 消費者法 | 2 | | | |
| | | | | | 国際経済法 | 4 | | | |
| | | | 教授会が定めた授業科目 (2または4単位) | | | | | | |
| 計10単位 (うち4単位はLS架橋演習) | | 42単位以上の修得が必要 | | 28単位以上の修得が必要 | | 計60単位 | | | |
| 卒業のためには計80単位以上の修得が必要 | | | | | | | | | |

※上記表では、刑法Ⅰは1年後期～2年前期配当科目となっているが、2019年度入学者については2年前期配当科目となる。

※本プログラムの修了に必要な科目以外の科目の配当時期は、担当者の異動等によって変わることがある。

乙の教育課程（本プログラムを含む）における成績評価の基準

| 評価 | 成績通知書の表示 | G P | 評価の割合 |
|---|----------|-----|-------------|
| 基準を大きく超えて優秀である | A | 4 | 25%以内 |
| 基準を超えて優秀である | B | 3 | Aと合わせて50%以内 |
| 望ましい基準に達している | C | 2 | — |
| 単位を認める最低限の基準には達している | D | 1 | |
| 基準を大きく下回る | F | 0 | |
| 出席日数、試験、レポート、授業中の小テスト等を総合したうえで、評価に必要な要件を欠いている | | | |
| 試験欠席 | | | |

※「評価の割合」は、登録数が30人以上の講義を対象とする目安である。

※GPAは次の式により計算する。小数点以下第2位未満の端数があるときは、小数点以下第3位の値を四捨五入するものとする。

$$GPA = (GP \times \text{単位数}) \text{の総和} \div \text{履修登録単位数}$$

※上記の評価を100点法に換算する場合には以下のようなになる。

A…90以上 B…89～80 C…79～70 D…69～60 E…59以下

本プログラムの登録者を対象とする早期卒業制度

1. 本プログラムへの登録

- 2年前期の成績確定後に登録を行う。
- 登録者の上限は1学年当たり30人程度とする。
- 登録希望者が登録者の上限を超える場合には、2年前期までの基幹教育科目及び専攻教育科目の成績によって選抜を行う。
- 各学期終了時点での専攻教育科目のGPAが2.0未満の者、2年終了時点で修得単位数が50単位以下の者、3年次終了時点で修得単位数が75単位以下の者、4年次終了時点で修得単位数が100単位以下の者、在学期間が5年以上となった者については、やむをえないと認められる事情がない限り、登録を抹消する。

2. キャップ制からの除外

本プログラムの登録者のうち、2年次終了時点での基幹教育科目を含むGPAが2.2以上である者については、3年次のキャップ制（48単位の履修登録の上限とする）の対象外とする。

3. 本プログラムの修了要件

以下の要件を満たす場合に本プログラムの修了を認める。

- 本プログラムの登録者が、乙の卒業要件を満たし、かつ、本プログラムの全ての必修科目につき単位を修得していること
- 専攻教育科目のGPAが2.0以上であること

4. 早期卒業の要件

以下の要件を満たす場合に早期卒業を認める。

- 本プログラムの登録者が、在学期間以外の卒業要件を満たし、かつ、本プログラムの全ての必修科目につき単位を修得していること
- 専攻教育科目の成績でAとBが合わせて全体（Fを含む）の60%程度はあり、かつ、基幹教育科目を含むGPAが2.8程度あること
- いずれかの法科大学院の特別選抜に合格していること

乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

乙の3年次または4年次に在学中であり、本プログラムに登録をしている者は、甲の実施する以下の(1)(2)の特別選抜のいずれかまたはその双方に出願できるものとする。

(1) 5年一貫型教育選抜方式

- ・ 募集人員：9名（乙以外の連携協定校の志願者からの選抜も含む）
- ・ 対象者：乙の3年次または4年次に在学中であり、本プログラムに登録をしている者
- ・ 出願要件：受験時の年度末をもって、乙の法科大学院連携プログラムの修了が見込まれていること
- ・ 出願書類：志願者は5年一貫型教育選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。
 - 一 出願年度前期までの成績証明書
 - 二 乙の法科大学院連携プログラムの修了見込み証明書
 - 三 その他、甲の入試要項において提出を求める書類
- ・ 合否判定の方法：
 - 論文式試験を課さず、書類審査および口述試験により選抜を実施するものとする。
 - 書類審査は、法科大学院連携プログラムにおける必修科目の成績に、その他の提出書類の評価を付加して行うものとする。

(2) 開放型選抜方式

- ・ 募集人員：6名（乙以外の連携協定校の志願者および連携協定校以外からの選抜も含む）
- ・ 対象者：乙の3年次または4年次に在学中であり、本プログラムに登録をしている者
- ・ 出願要件：受験時の年度末をもって、乙の法科大学院連携プログラムの修了が見込まれていること
- ・ 出願書類：志願者は開放型選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。
 - 一 出願年度前期までの成績証明書
 - 二 乙の法科大学院連携プログラムの修了見込み証明書
 - 三 その他、甲の入試要項において提出を求める書類
- ・ 合否判定の方法：
 - 憲法、民法、刑法の3科目の筆記試験を課して、選抜を実施するものとする。
 - 合否判定は、筆記試験の成績に、法科大学院連携プログラムにおける必修科目の成績、その他の提出書類の評価を付加して行うものとする。